

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 福 島 県
 会 津 若 松 市
 大 熊 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《会津若松市-大熊町》

1. 避難者等の受け入れの状況

<避難者の受け入れ>

- ・ 会津若松市において、一箕町の松長近隣公園など市内 12 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 2,600 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、大熊町が約 1,900 人、南相馬市が約 290 人、浪江町が約 170 人。(平成 26 年 12 月 26 日時点)
- ・ 応急仮設住宅入居(約 2,600 人)の割合は、建設分が約 3 割、民間賃貸住宅分が約 7 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 26 年 12 月 26 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
大熊町	一箕町松長(松長近隣公園)	249	150	239
	一箕町松長(松長 5 号公園)	19	12	25
	一箕町亀賀(扇町 5 号公園)	15	8	14
	一箕町大字松長(一箕町長原地区)	172	107	182
	河東町南高野(河東学園)	83	43	72
	河東町郡山(河東町金道地区)	27	16	26
	扇町(扇町 1 号公園)	82	63	117
	真宮新町北(亀公園)	30	20	31
	真宮新町北(みどり公園)	18	13	23
	城前(第二中学校西)	21	15	23
	桧町(東部公園)	50	39	60
	城北町(城北小学校北)	54	39	70
双葉町	城前(第二中学校西)	5	5	12
計		825	530	894

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成 26 年 12 月 26 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	3	6	浪江町	68	165
南相馬市	86	286	檜葉町	38	64
いわき市	4	8	広野町	4	10
川俣町	1	4	葛尾村	4	11
飯館村	4	10	川内村	1	1
大熊町	386	1,025	双葉町	17	34
富岡町	50	111	計	666	1,735

<公共施設等の受け入れ>

- ・ 会津若松市内には、大熊町が避難に伴って会津若松市役所追手町第二庁舎に役場機能を設置している。

- また、大熊町は、会津若松市内に大熊町立幼稚園を旧河東第一幼稚園、大田原保育所（休所中）に、小学校を旧河東第三小学校に、中学校を大熊町役場会津若松出張所2階に、それぞれ開設した。中学校については、平成25年4月より会津大短期大学部に隣接する仮設校舎に移転、幼稚園については、幼稚園児の減少に伴い、平成25年4月より旧河東第一幼稚園のみとしている。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- 長期避難者等の生活拠点となる復興公営住宅については、会津若松市のまちづくりの方針を踏まえつつ、できる限りまとまって確保することが可能な既成市街地の未利用地等を中心に、会津若松市の協力を得つつ、用地の確保、整備を進める。
- また、応急仮設住宅の長期化は、避難者の生活のみならず、会津若松市の土地利用対策（学校建設用地など）にも支障をきたす状況にあるため、復興公営住宅の早期対応を進め、応急仮設住宅の早期解消及び長期避難者の支援に取り組む。
- 会津若松市内に必要な復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき、134戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数				
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	共通
会津若松市門田町	県	8戸	集合住宅	H27.1.15 鍵引き渡し済		8			
		42戸	集合住宅	H27年度 第1四半期		42			
会津若松市古川町	県	20戸	集合住宅	H26.12.15 鍵引き渡し済	20				
会津若松市城北町	県	30戸	戸建住宅	H27年度		30			
会津若松市白虎町	県	34戸	戸建住宅	H27年度以降 早期	未定				
計	—	134戸	—	—					

<募集方法について>

- 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(75歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。

- ・子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

(2) 役場機能

- ・大熊町に関しては、会津若松市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持する。

〔大熊町〕 会津若松出張所（所在地：追手町第二庁舎）

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・大熊町に関しては、当面の間、会津若松市において、大熊町立の幼稚園、小中学校の運営を継続する。また、会津大学及び短期大学部と連携することにより、教育の質の向上と活性化を図る。
- ・その他、会津若松市内の各幼稚園、小中学校において、引き続き避難者を受け入れる。

<医療機関、介護サービス>

- ・会津若松市内の医療機関、介護サービスについては、避難者の受入れに伴い、利用者も増加しているが、現在のところ特段の支障は見受けられない状況である。引き続き医療、介護の現場の状況把握に努める。

<道路>

- ・門田町の復興公営住宅整備に伴い、国道118号の交差点改良等を行う。

(4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行う交流等を担うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置予定
会津若松市門田町	1名	H26.11～
会津若松市古川町	1名	
会津若松市城北町		

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、会津若松市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいつくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュ

ニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。

- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者とその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 大熊町は、平成24年10月から被災者証明書に避難先住所を記入することにより避難者の居所を証明する取組を独自に実施してきたところであるが、平成25年3月からは、当通知を踏まえ、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】 (平成26年12月31日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	308人	872枚	川内村	H25.4.1～	129人	138枚
田村市	H25.2.15～	66人	66枚	大熊町	H25.3.1～	4,082人	4,910枚
南相馬市	H25.2.15～	2,241人	3,091枚	双葉町	H25.2.1～	-	2,945枚
川俣町	H25.2.12～	101人	104枚	浪江町	H25.3.1～	-	8,120枚
広野町	H25.2.15～	229人	260枚	葛尾村	H25.2.1～	297人	341枚
檜葉町	H25.4.1～	1,328人	1,328枚	飯館村	H25.2.15～	505人	596枚
富岡町	H25.4.1～	-	5,275枚	計		(9,286人)※	28,046枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式が導入されたところである。
- ・ 会津若松市と大熊町の間において締結した協定により、会津若松市内に避難する大熊町民の一部経費について、これまで大熊町から会津若松市に負担金を拠出して
- ・ きたところであるが、上記を踏まえ、行政サービスの提供に係る経費の協定について見直しを行ったところである。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。